

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

[意見募集期間：令和5年6月22日～同年7月21日]

提出件数 6件（法人 5件、個人 1件）

意見提出者一覧（五十音順）

株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社
一般社団法人日本民間放送連盟	楽天モバイル株式会社	個人（1件）

No	意見提出者	提出された意見	提出された意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	一般社団法人 日本民間放送連盟	<p><該当箇所> 全般</p> <p><意見> ・「狭帯域LTE-Advancedの技術的条件」について取りまとめた「新世代モバイル通信システム委員会報告」を踏まえ、①電波法関係審査基準において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための措置を免許人に義務付けたこと、②開設指針において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための計画および根拠を有する旨を開設計画の認定要件としたことは、いずれも既存システムの業務を保護する観点から必要な措置であり、適切と考えます。 ・地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するためには、法令に定められた混信防止措置が、特定基地局の認定開設者によって確実に履行されることが必要不可欠です。したがって、行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性の審査を厳格に行っていただきたいと考えます。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。既存システムへの有害な混信を防止するための措置について着実に実施されるよう、総務省として対応してまいります。 なお開設計画の認定に関する御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無
2	楽天モバイル株式会社	<p><該当箇所> 全般</p> <p><意見> 携帯電話用周波数の需要拡大への対応に必要な狭帯域LTE-Advancedシステム導入に向けた制度整備（①700MHz帯携帯電話用周波数の拡張、②チャネル間隔3MHzの追加、③700MHz帯拡張に伴う指定無線設備の周波数変更等）を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する本省令案に賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
		<p><該当箇所> （1）電波法施行規則等の一部を改正する省令案 附則6</p> <p><意見> 本制度整備にかかる700MHz帯（Band28）の3MHz幅部分は既に市場に存在する多くの端末に実装さ</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無

		れている周波数であり、それらの端末が円滑に当該周波数を利用できることとなる本経過措置に賛同いたします。		
3	株式会社NTTドコモ	<p><該当箇所> 全般</p> <p><意見> 本改正案は、情報通信審議会からの「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「狭帯域LTE-Advancedの技術的条件」について一部答申された内容に沿ったものであることから、改正内容に賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
4	ソフトバンク株式会社	<p><該当箇所> 全般</p> <p><意見> 本改正案は、地上テレビ放送や特定ラジオマイクなどの700MHz帯の隣接システムへの影響を考慮して、「狭帯域LTE-Advanced移動局の送信電力を下げるための取組みを行うことを前提に共用可能」とし、送信電力を下げるための具体的な取組みとして「狭帯域LTE-Advancedシステムの基地局の開設計画を策定する際等において、狭帯域LTE-Advanced移動局の送信電力が大きくなりすぎないようにフェムトセルを含む狭帯域LTE-Advanced基地局を稠密に開設するエリア設計を行うこと」などと取りまとめられた情報通信審議会からの「狭帯域LTE-Advancedの技術的条件」に関する一部答申の内容に沿ったものであることから、適切な内容であると考えます。</p> <p>当該700MHz帯狭帯域の検討は令和4年「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書」にも記載のある「携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることが必要」との提言を受けた取組みであり、人口カバー率等のエリアカバレッジへの貢献度が高い6GHz以下の周波数帯を新たに追加した本改正案が早期に整理されたことは有益と考えます。</p> <p>6GHz以下の周波数帯については、令和5年6月2日に公開された5Gビジネスデザインワーキンググループの報告書（案）に、「広域なエリアカバレッジに適しているという電波の特性」、「全国的なエリアカバレッジの実現を目指していくことが適当」と記載があり、当該帯域における新たな割当てはエリアカバレッジの拡大や充実を加速させるためにも極めて重要です。</p> <p>また、今回早期に技術的条件が制度整備される700MHz帯と同様に、令和5年4月19日に公表された「移動通信システムの周波数利用に関する調査」において事業者からの要望があった帯域であり、かつ「令和元年度周波数再編アクションプラン」から5G候補帯域である4.9-5.0GHzについても、早期に整理することが有益です。なお、4.9-5.0GHzは最大100MHz幅が確保可能であり、近い将来に迫るメタバース・AI時代への容量対策を迅速に実施するためにも極めて有用な帯域であることから、当該帯域の今年度中の割当て、並びにその準備としての制度整備を可能な限り速やかな時期に進めて頂くことを強く要望します。このことは「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の着実な実現に大いに資すると考えます。</p> <p>省令改正案では、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則において、今回拡張される715MHz～718MHzの電波を送信する移動局の工事設計認証が一定の条件において緩和される内容となっており、賛同いたします。</p>	<p>前段及び後段の本改正案に関する御意見については、本改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>中段の6GHz以下の周波数に関する御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無

5	KDDI株式会社	<p><該当箇所> 全般 <意見> 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォースの報告書において、「再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策であるが、国民生活に不可欠なインフラである携帯電話システムの増大する周波数需要に対応する取組みもあわせて講じることが必要不可欠である。」との指摘がなされ、その他留意事項として「携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることが必要」との提言が盛り込まれております。 今回制度化が行われる未使用帯域の活用は、国民共有の財産である周波数の有効利用につながるものと考え、制度化に賛同致します。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
		<p><該当箇所> (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案 附則 <意見> 今回検討が行われた700MHz帯の3MHz幅については、基地局からの電波を受けた際に通信を行う端末が多数存在しております。これらの端末はベンダーによって3GPP規格に合致するよう製造されており、携帯電話事業者が運用する基地局の制御の下で電波を発射する仕組みとなっていることから、携帯電話事業者において適切に管理することが可能です。対応するすべての端末について工事設計認証を再取得することは非常に困難であることから、今回の700MHz帯の3MHzシステムの制度導入にあたり経過措置を設けていただくことに賛同いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
		<p><該当箇所> (9) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 <意見> 今回「他の無線局との干渉調整」として割当て済み帯域を含めた700MHzについて、地上デジタル放送との干渉に対する対策について規定がなされました。本記載は、割当て済み帯域を使用する通信事業者が従来から実施している対策を実施することで満足できるものと理解しております。</p>	いただいた御意見について、割当て済み帯域における対策については御理解のとおりです。	無
6	個人	意見募集の件名に対するご意見【要約】	いただいた意見については、本意見募集の対象外ですが、今後の参考とさせていただきます。	無